

## 健康づくり推進条例の解説

### 前文

健康は、人の元気と安心の源であり、明るい暮らしと社会を築く礎であって、個人の取組と合わせて社会全体として健康づくりを推進することにより、増進すべきものである。

兵庫県では、県民一人一人が主体的に心身の健康づくりに取り組むことを推進するため、具体的な健康づくりの実践方法を示し、その実践を県民全体で取り組むための運動を進めるとともに、食生活を改善するための環境整備などに取り組んできた。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等県民の健康を取り巻く環境は、大きく変化し、健康づくりの重要性が増大している。

このような中で、県民一人一人が生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病、感染症その他の疾病の健康づくり、そしゃく機能の維持等のための歯及び口腔の健康づくり、さらには、心穏やかに充実した生活のための心の健康づくりに積極的に取り組む必要がある。

これらの健康づくりを進めるに当たっては、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組むとともに、健康診断等により疾病を早期に発見し、早期に治療を受けるほか、身体機能の維持又は回復に取り組むことが欠かせない。

さらに、健康づくりは、個々人の幸福を追求するものであるにとどまらず、一人一人の幸福が社会全体の幸福につながるものであることから、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる構成員が相互に連携して取り組む必要がある。

このような認識に基づき、健康づくりの推進を図るために必要な事項を定めることにより、県民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を制定する。

#### 1 兵庫県のこれまでの取組

昭和60年に「兵庫県健康憲章」(1)を制定するとともに、平成12年に「ひょうご健康づくり県民行動指標」(2)を策定し、県民一人ひとりが取り組むべき健康づくりの実践方法を取りまとめ、その普及・推進を図ってきました。

また、平成13年には、「兵庫県健康増進計画」(3)を策定し、分野ごとの目標や推進方策を示すとともに、一人ひとりに応じた健康増進プログラム等を提供する「健康マイプラン200万人運動」(4)など「健康ひょうご21大作戦」(5)を県民運動と行政施策の両輪で展開してきました。

## 2 県民の健康状況

平均寿命は伸びていますが、生活習慣病及びこれに起因した認知症、寝たきり等の要介護状態になる者が増加している 虫歯・歯周病を有する者の割合は依然として多い ひきこもり、いじめ、不適応などの問題やうつ病をはじめとするこころの病気を有する者が増えており、平成10年以降、自殺で亡くなる人の数も高い水準が続いています。

## 3 健康づくりの必要性

生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送るためには、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立によって、健康を増進し疾病を予防すること、健康診断等によって、疾病を早期に発見し早期に治療を受けること、疾病や障がいを抱えた場合でも、重症化を予防し自分らしく生きるために、身体機能の維持又は回復に取り組むことが欠かせません。

そこで、県は、県民一人ひとりの健康づくりの推進を図るために必要な事項を定め、県民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を制定しました。

- 1 県民が生涯を通じて自ら進んで健康づくりに取り組むための指針。
- 2 県民一人ひとりの健康づくりの道しるべとなるよう、セルフチェック、からだの健康、食の健康、こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康の7つの分野で、日常生活における具体的で実行しやすい健康行動を21本にまとめた県民行動指標。
- 3 健康増進法第8条に基づく計画。県民、市町や医療保険者、健診・保健指導機関、その他健康づくり関係団体等が、県民の健康づくりの推進に関する認識を共有するとともに、それぞれの取り組むべき「健康づくり」に関する基本的な事項を定めた指針（ガイドライン）。
- 4 健康寿命の延伸を目指して、個々人の健康状態や体力に合った健康づくりのプログラムを提供するなどして、自らの健康づくりをチェックする県民を200万人達成しようとする運動。
- 5 県民一人ひとりが自らの生活を見つめ直し、生活習慣を改善するとともに、個々人の健康づくりを社会全体で支援する体制を構築し、県民一人ひとりの健康実現と活力ある健康長寿社会の実現を図るための取組。

## 第1章 総則

### （健康づくり）

- 第1条** 健康づくりは、県民が生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう心身の健康の増進を図るための取組であって、県民一人一人が、その年齢、性別、心身の状態等に応じて、生涯にわたり行うものでなければならない。
- 2 健康づくりは、県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることを踏まえ、社会の構成員が各々の役割を自覚するとともに、相互に協力することにより社会全体として推進されなければならない。
  - 3 健康づくりは、保健、医療その他関連分野における専門的な知見に基づいて適切に推進されなければならない。

健康づくりは、単に「病気にならないための取組」ではなく、また、病気や障がいの有無にかかわらず、生涯にわたって生き生きと安心して暮らすため、個人の状況に応じた運動、バランスの取れた食事、歯及び口腔のケア、快適な睡眠の確保、疾病の予防及び治療、リハビリ等を通じて、「心身の健康の増進を図るための取組」です。

そのためには、県民一人ひとりが健康づくりの重要性について理解し、主体性をもって健康の保持増進に取り組むことが基本ですが、県民のさらなる健康づくりに対する取組を推進するためには、関係者等が健康づくりに関する情報の共有を図り、相互に連携及び協働して社会全体で健康づくりを支援する必要があります。

また、県民は、健康づくりに取り組むに当たって、必要な治療等の機会を逸すること等のないよう、誤った情報等にとらわれることなく、専門的な知見に基づき取り組むことが大切です。

### ( 県民の責務 )

第2条 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組む等自らの状態に応じた健康づくりに努めなければならない。

2 県民は、定期的に健康診査、がん検診、歯科健診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握するよう努めなければならない。

3 県民は、身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受ける等必要に応じて健康づくり関係者（健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者をいう。以下同じ。）の支援を受けるよう努めなければならない。

健康は、個人の健康観に基づき、一人ひとりが主体的に取り組むことによって実現されるものであることから、県民の方々の関心と理解を深めていただくことが必要です。

第1項では、健全な食生活、適度な運動、休養のほか、疾病に対する抵抗力の向上及び治療、虫歯及び歯周病の予防、ストレス対処能力の向上等個人の状況に応じた健康づくりに努めるものとし、

なお、「個人の状況に応じた健康づくり」を進めるために必要な知識として具体的には、以下のものがあげられます。

- ・ 健康診断の有用性
- ・ 好ましい生活習慣、喫煙及びアルコールによる健康被害
- ・ 日常の衛生習慣の確立（手洗い、うがい、咳エチケット等）
- ・ 歯及び口腔の機能と全身の健康との関連
- ・ 睡眠の大切さやこころの健康 等

第2項では、自分の健康状態を知るため定期的に健康診断の受診及び必要に応じた保健指導を受けるよう努めるものとし、「健康診断」には、学校保健安全法や労働安全衛生法等の法令に基づく健康診断や人間ドックが含まれます。また、「定期的に」とは、健康診査、がん検診（乳がん、子宮がんを除く）、歯科健診については、年1回、乳がん、子宮がん検診については、2年に1回受診することなどがあります。

第3項では、県民が、疾病の予防や日常の健康管理を行う上で、必要に応じてかかりつけ医、かかりつけ歯科医などの保健医療専門職に相談や指導等の支援を受けることが大切であることを規定しています。

### （健康づくり関係者の責務）

**第3条** 健康づくり関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを県民が適宜受けられるよう配慮しなければならない。

県民が自分に適した健康づくりの取組ができるよう、健康づくり関係者の責務を規定しています。

なお、「健康づくり関係者」とは、保健医療サービスを提供する者であり、具体的には以下の個人や団体が含まれます。

- ・ 医療保険者
- ・ 教育機関
- ・ 医療機関、健診及び保健指導実施機関
- ・ 福祉関係機関
- ・ 保健医療分野の職能団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等）
- ・ 保健医療分野に携わる法人（健康財団等）
- ・ 保健医療に関する専門職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、精神保健福祉士、理学療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、健康運動指導士等）

また、「適宜受けられる配慮」とは、具体的には以下のものなどがあげられます。

- ・ 健康診査とがん検診を同時に実施するセット健診、夜間及び休日健診等利用者に配慮した健康診査、がん検診及び歯科健診並びに保健指導の機会の確保・拡充
- ・ 健康づくりに携わる者の研修機会の確保
- ・ 栄養成分表示、健康的なメニューの提供等食環境の整備
- ・ こころの健康に関する相談体制の充実
- ・ かかりつけ歯科医とかかりつけ医及び精神科医療機関との連携 等

### （事業者の責務）

**第4条** 事業者（他人を使用して事業を行う者をいう。以下同じ。）は、健康づくりの推進に当たっては、その使用する者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しなければならない。

事業者は、労働安全衛生法により快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ職場における労働者の健康を確保する必要があることから、事業者の責務を規定しています。

なお、「事業者」とは、人ではなくその事業の実施主体をいい、個人事業の場合は事業主個人ですが、会社その他の法人の場合は法人そのものを指し、同居の親族のみを使用する事業者及び家事使用人のみを使用する事業者は含みません。

また、「健康づくりに取り組みやすい環境の整備」とは、具体的には以下のものなどがあげられます。

- ・ 受診しやすいよう利用者に配慮した定期健診、歯科健診及び保健指導の機会の確保・拡充
- ・ 食後の歯磨きができる設備、カロリー表示や健康に配慮したメニューを提供する従業員食堂等の整備
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）など健康づくりに関連する職場での体制整備
- ・ 職場の統括者、健康管理を行う者に対する研修機会の確保、健康づくりに関する人材確保等

### （市町の役割）

**第5条 市町は、その区域の特性を生かした健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。**

市町は、地域保健法第3条において「地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない」と、健康増進法第4条において「健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業を積極的に推進するよう努めなければならない」等と規定されており、当該区域の特性を生かした健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進する必要があることから、市町の役割を規定しています。

なお、市町の施策には、具体的には以下のものなどがあげられます。

住民の健康の増進に関する施策についての基本的な計画の策定

健康づくりに関する正しい知識の普及啓発

健康診査、がん検診、歯科健診及び保健指導を始めとした保健事業の実施 等

また、に掲げる「保健事業」には、具体的には以下のものがあげられます。

- ・ 市町健康増進事業（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診）
- ・ 介護予防事業（運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムの提供、介護予防教室等の開催、介護予防に関するボランティア等の人材育成等）
- ・ 予防接種事業
- ・ 母子保健事業（母子健康手帳の交付、両親学級、妊産婦・乳幼児保健指導、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診、育児支援のための教室等）
- ・ 生きがいづくりを促すための交流の場づくりや情報の提供
- ・ 地域における健康づくりに取り組むグループの育成及び活性化
- ・ その他地域の健康課題に応じた保健事業
- ・ 健康づくりに携わる者の人材及び研修機会の確保 等

### ( 県の責務 )

**第 6 条 県は、健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。**

県は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画及び実施計画の策定、重点的に取り組む 3 分野（生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、心の健康づくり）に関する施策の実施及び支援等を行います。

なお、具体的に取り組む施策の内容については、次の「第 2 章 健康づくりの推進に関する施策」の中で表しています。

### ( 連携及び協働 )

**第 7 条 県民は、家庭、学校、職域、地域その他のあらゆる場所とあらゆる機会において、他の県民に健康づくりを勧め、又は他の県民とともに健康づくりに取り組むよう努めなければならない。**

**2 健康づくり関係者、事業者、健康づくりを推進する活動を行う民間の団体及び市町（以下「健康づくり関係者等」という。）並びに県は、健康づくりに関する情報を共有する等相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に関する施策又は事業を実施することにより、健康づくりを推進しなければならない。**

県民は、健康づくりに取り組むに当たっては、個人としての取組だけではなく、家庭、学校、職場、地域社会等活動の場を広げ、ともに取り組み支え合うことが大切です。

また、一人ひとりの県民の健康づくりに直接関係する健康づくり関係者（第 3 条参照）と事業者（第 4 条）、健康づくりを推進する活動を行う民間団体、市町を併せて「健康づくり関係者等」とし、この健康づくり関係者等が情報の共有を図り、連携・協働して施策又は事業を実施することにより、健康づくりを推進するものとしています。

なお、「健康づくりを推進する活動を行う民間の団体」には、自治会、婦人会、老人クラブ、愛育班、いずみ会、NPO 法人、民間企業等の団体のほか、健康ひょうご 21 県民運動推進員、食の健康運動リーダー、8020 運動推進員（ ）等健康づくりに関する推進員などが含まれます。

第 12 条第 3 号を参照してください。

## 第2章 健康づくりの推進に関する施策

### 第1節 基本計画等

#### (基本計画)

第8条 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項

(2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針

(3) 次に掲げる分野に関する事項

ア 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり

イ 歯及び口腔の健康づくり

ウ 心の健康づくり

エ その他知事が必要と認める分野

(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、健康づくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

知事は、健康づくりを総合的に推進するための指針として、新たに基本計画を策定し、「将来あるべき姿」としての基本目標とその目標を達成するため、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める分野についての施策の基本的な方針等を定めるものとします。

なお、第3項では、基本計画を定めるに当たって健康づくり審議会の意見を聴くこととしています。

(実施計画)

第9条 知事は、基本計画に則して、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める事項について、健康づくりの推進に関する施策の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 健康づくりの推進に関し、各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期に関する事項
- (2) 前号に掲げる目標を達成するために必要な健康づくりの推進に関する施策に関する事項
- (3) 第1号に掲げる目標を達成するために健康づくり関係者等が取り組むべき事項
- (4) 第1号に掲げる目標を達成するために必要な県と健康づくり関係者等との連携及び協働に関する事項
- (5) 健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関する事項
- (6) 健康づくりの推進に関する施策に必要な調査に関する事項
- (7) 健康づくり関係者の資質の向上に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項

3 前条第3項から第5項までの規定は、実施計画の決定又は変更について準用する。

知事は、基本計画で定めた目標を達成するため、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める事項について具体的に数値目標や推進施策を定める実施計画を策定し、健康づくりを推進していきます。

また、第3項は、実施計画の策定に当たって、健康づくり審議会の意見を聴くこととするものです。

## 第2節 生活習慣病等の健康づくり

(生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。
- (4) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。
- (5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策

県が行う生活習慣病等（第8条第2項第3号で、生活習慣病等の中に「感染症」も含めて規定しています。）の予防に関する健康づくりを推進するための施策を規定しています。

第1号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ ホームページや広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・ 推進員等を活用した普及啓発
- ・ 講演会や講座等の開催 等

なお、「生活習慣病等の予防に関する知識」には、具体的には以下のものがあげられます。

- ・ 適切な運動や健全な食生活など好ましい生活習慣
- ・ 特定健診、がん検診及び特定保健指導の有用性
- ・ 喫煙・飲酒による健康被害
- ・ 感染症（インフルエンザ、性感染症、結核等）の予防
- ・ 疾病（感染症、歯周疾患等）から身を守る手洗い、うがい、歯磨きなどの衛生習慣 等

第2号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 禁煙にかかる相談、防煙教育
- ・ 専門的栄養相談 等

なお、「情報の提供、助言その他の支援」を行う機関には、WHO神戸センター、健康科学研究センター等があります。

第3号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 健康増進プログラムの提供  
生活習慣の改善を支援するため、一人一人の健康状態や体力にあった健康づくりのプログラムを作成しています。健康イベント等で受けられる普及啓発版、健診結果を含めてより詳細な分析を行う健診事後指導版、65歳以上の生活機能評価を行う介護予防版があります。
- ・ e - チェックプログラム(インターネットを通じて、いつでも簡単に、自らの健康チェックができるプログラム)の提供
- ・ スポーツに関する専門的指導力を有する指導員の小・中学校への配置及び外部指導者の中・高校への派遣
- ・ 県立体育施設等の運営 等

第4号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 施設管理者に対する研修
- ・ 未成年者に対する防煙教育
- ・ イベント等での啓発チラシの配布 等

第5号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 地域・職域連携推進協議会及び圏域健康福祉推進協議会の開催 等  
地域保健と職域保健の連携による健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備等を検討

#### (生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第11条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 生活習慣病等の予防に関する情報の提供に関すること。
- (3) 生活習慣の改善を図るための環境の整備に関すること。
- (4) 予防接種、保健指導、健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な事業

健康づくり関係者等(第7条)が実施する生活習慣病等の予防に関する健康づくりを推進するための事業に対する県の支援を規定しています。

主な支援施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 生活習慣病等の予防に関する健康づくりの推進に関する計画策定
- ・ 生活習慣病等の予防に関する健康づくりに携わる者に対する資質向上のための研修
- ・ 専門的人材の派遣

- ・ 健康診査・がん検診を実施するに当たって以下の取組に対する支援
  - 健康診査とがん検診を同時に実施するセット健診
  - 夜間及び休日健診等利用者に配慮した受診機会拡充の働きかけ
  - 効果的な実施方法に関する情報提供 等
- ・ 健康を増進するために必要な以下の事業に対する支援
  - 市町健康増進事業（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診）
  - 母子保健事業（乳幼児健診、健康相談、健康教育、家庭訪問等）
  - 介護予防事業（運動機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムの提供、介護予防教室等の開催、介護予防に関するボランティア等の人材育成等） 等

### 第3節 歯及び口腔の健康づくり

（歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策）

第12条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康の保持の重要性その他の歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 専門的な虫歯の予防方法その他の歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 生涯にわたる効果的な虫歯及び歯周病の予防の促進に関すること。
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (5) 医師と歯科医師が相互に連携した診療の促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策

県が行う歯及び口腔の健康づくりを推進するための施策を規定しています。

第1号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ ホームページ、広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・ 推進員等を活用した普及啓発
- ・ 講演会や研修会等の開催

なお、普及啓発の主な内容としては、以下のものがあげられます。

歯科健診の有用性

セルフケア(自分自身及び介助者が毎日行う口腔清掃)の方法

専門的ケア（歯科医師や歯科衛生士が行う専門的な口腔清掃や歯科保健に関する指導）

の活用

正しい摂食・咀嚼・嚥下ができる口腔環境の重要性 等

第2号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 成人歯科健診プログラム、保健指導マニュアルの普及
- ・ 事業所歯科健診のモデル実施 等

第3号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つ）の推進（ ）  
歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するというだけでなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となります。咀嚼能力が高い8020達成者は、活動能力が高く、運動・視聴覚機能に優れ、生活の質も高いことが明らかになっていることから、厚生労働省、日本歯科医師会が8020運動を平成元年に提唱しました。

第4号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 難病患者、障がい者等を対象とした健康福祉事務所における歯科保健相談、訪問歯科保健指導
- ・ 心身障害児（者）及びその保護者を対象とした保健指導教室の開設、保健・医療相談窓口の設置、医療従事者の養成、リーフレットの作成 等

第5号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 医師・歯科医師に対する研修会の実施
- ・ 医科歯科連携に係るシンポジウムの開催 等

#### （歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事業の支援）

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) ふっ化物を用いること等による虫歯及び歯周病の予防に関すること。
- (4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科保健事業に関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事業

健康づくり関係者等（第7条）の実施する歯及び口腔の健康づくりを推進するための事業に対する県の支援を規定しています。

主な支援施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する計画策定
- ・ 歯及び口腔の健康づくりに携わる者に対する資質向上のための研修
- ・ 健康増進事業（健康教育、健康相談、訪問指導、歯周疾患検診）
- ・ 母子保健事業（乳幼児健診、健康相談、健康教育、家庭訪問等）
- ・ 介護予防事業（口腔機能の向上等）

## 第4節 心の健康づくり

(心の健康づくりの推進に関する施策)

第14条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持における睡眠の重要性その他の心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康状態を把握する方法その他の心の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 乳幼児の養育を行う保護者その他の者に対する心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 心の健康づくりに関する効果的な支援の方法の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な施策

県が行う心の健康づくりを推進するための施策を規定しています。

第1号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ ホームページ、広報媒体等を通じた広報活動の実施
- ・ 推進員等を活用した普及啓発
- ・ 心の健康に関する講演会やうつ病予防・受診促進のための啓発キャンペーンの実施 等

第2号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ ストレスやうつ状態のスクリーニングの実施及び要フォロー者への助言、専門機関の紹介
- ・ 電話相談（兵庫県いのちと心のサポートダイヤル等）による情報提供、助言 等

第3号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ ハイリスク児、強い育児不安等養育上支援の必要な親子への支援及び親講座等の実施
- ・ 小学校や中学校へのスクールカウンセラー及び高校へのキャンパスカウンセラーの配置
- ・ いじめ等教育相談（ひょうごっ子悩み相談）の実施
- ・ 健康福祉事務所、精神保健福祉センターにおけるこころのケア相談 等

第4号に掲げる施策として、以下のものがあげられます。

- ・ こころのケアに関係する保健・医療・福祉・教育等機関のネットワーク構築の検討

(心の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第15条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) 心の健康状態を把握する機会の提供に関すること。
- (4) 育児に係る相談、乳幼児の発達障害の早期発見に留意して行う健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 高齢者等が孤立することなく地域社会に参加することを促す活動その他の心の健康づくりに係る活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な事業

健康づくり関係者等(第7条)の実施する心の健康づくりを推進するための事業に対する県の支援を規定しています。

主な支援施策として、以下のものがあげられます。

- ・ 母子保健事業を通じた育児不安の軽減、虐待予防に資する情報提供や技術的支援
- ・ 発達障害児の早期支援のための5歳児発達相談のモデル実施
- ・ 市町が実施する特定健診等の場を利用したうつ自己チェックの実施
- ・ 介護予防事業(閉じこもり及びうつ予防等)
- ・ 医療・福祉施設等への音楽療法、園芸療法の導入 等

## 第5節 健康づくり推進員等

(健康づくり推進員)

第16条 知事は、健康づくり活動(第7条第1項の活動をいう。以下この条において同じ。)に取り組む県民の中から、健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進員を委嘱するものとする。

2 健康づくり推進員は、率先して健康づくり活動に取り組むほか、健康づくりの推進に関する施策又は事業に必要な協力を行うものとする。

既存の健康ひょうご21県民運動推進員、食の健康運動リーダーを健康づくり推進員に位置づけるとともに、新たに8020運動推進員を養成するなど、地域における健康づくりに関する啓発を推進するものとします。

### (健康づくり推進期間)

第17条 県は、健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるとともに、県民に対し自ら健康づくりに取り組む意欲を促すため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間（次項において「健康づくり推進期間」という。）を定めることができる。

2 県は、健康づくり推進期間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

県は、健康づくりに関する県民の関心と理解を深めるとともに、県や市町が実施する健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくり推進期間を定めるものとします。

なお、健康づくり推進期間として、以下のものが考えられます。

- ・ 健康づくり強調月間（9月1日から同月30日まで）
- ・ 歯の衛生週間（6月4日から同月10日まで）
- ・ いい歯の日（11月8日）
- ・ 自殺予防強調月間（3月1日から同月31日まで）等

### (情報提供等)

第18条 県は、県民が身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受け、身体機能の維持若しくは回復をすることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

県は、県民が必要に応じて医師、歯科医師の支援を受けることができるよう、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師に関する情報の提供や必要な支援を行います（第2条第3項参照）。

### (調査)

第19条 県は、健康づくりの取組状況、がんその他の疾病の発生状況その他の状況及び実施計画の進捗状況を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

県は、健康づくりの取組、がん等疾病の発生、実施計画の進捗の状況を把握し、施策に反映させるため、定期的な調査や地域がん登録事業を実施するものとします。

なお、本条に基づく「がんの発生状況その他の状況」を把握するための調査として県が実施するものに、地域がん登録事業があります。

**(資質の向上)**

**第20条 県は、健康づくり関係者の資質の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。**

県は、保健医療福祉関係者等健康づくり関係者（第3条）に研修を実施することにより、保健指導技術の向上及び活用を図ります。

**(表彰等)**

**第21条 知事は、県民、健康づくり関係者、事業者又は健康づくりを推進する活動を行う民間の団体の活動が健康づくりの推進に著しく貢献したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。**

知事は、地域において健康づくりに関する実践活動等積極的に行っていると認められる個人又は団体を公表し、また、表彰することができるものとします。

**(財政上の措置)**

**第22条 県は、健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。**

県は、基本計画で定めた目標を達成するため、実施計画で定める健康づくりに関する施策等に必要経費の予算化に努めます。

### 第3章 健康づくり審議会

- 第23条 健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、健康づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
    - (1) 第8条第3項又は第5項(第9条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による基本計画又は実施計画の決定又は変更に関すること。
    - (2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要事項に関すること。
  - 3 審議会は、健康づくりの推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。
  - 4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、がんの予防等に関する部会、歯及び口腔の健康づくりに関する部会その他の必要な部会を置くことができる。
  - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

県民の健康づくりを総合的に推進していくため、既存の健康対策協議会をこの条例に基づく審議会に位置づけ、名称を健康づくり審議会に変更するとともに、審議会に、その所掌事務を分掌させるために部会を置くことができます。

第4項に部会を例示しているのは、従来、要綱により時限的に設置されていた会議について、条例上の根拠を置くこととしたものです。具体的には、「がんの予防等に関する部会」は、がんの予防、健診、医療情報その他がん制圧に必要な事項を審議する「ひょうご対がん戦略会議」の事務を受け継ぐものであり、「歯及び口腔の健康づくりに関する部会」は、8020運動の普及啓発、歯の健康づくり分野の課題や推進方策の検討を行う「8020運動推進協議会」の事務を受け継ぐものです。

また、必要に応じて、その他の部会を設置できることとしています。

なお、部会の議決をもって健康づくり審議会の議決とすることができます(健康づくり審議会規則第8条第5項)。